

内閣府令、総務省令、法務省令、  
外務省令、財務省令、文部科学省令、  
○厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、第一号  
国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、  
防衛省令

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

法務大臣 谷垣 禎一

外務大臣 岸田 文雄

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 石原 伸晃

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

防衛大臣 小野寺五典

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則  
の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平

成十六年  
内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省、農林水産省、  
国土交通省、環境省、  
経済産業省、  
令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十四号の二を削る。

別表第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 国土交通省及び原子力規制委員会

#### 附 則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。